住宅ローン減税について



【税源移譲(改正)後の税額は…】~モデルケース~

●例えば独身老の提会...

給与収入		所得税 (円)	町県民税 (円)	合計(円)
300万円	改正前	124,000	64,500	188,500
	改正後	62,000	126,500	188,500
500万円	改正前	258,000	163,000	421,000
	改正後	160,500	260,500	421,000
700万円	改正前	474,000	307,000	781,000
	改正後	376,500	404,500	781,000
1,000万円	改正前	966,000	553,000	1,519,000
	改正後	868,500	650,500	1,519,000

負 担 増減額 ОЩ OЩ 0円 0円

●例えば夫婦と子ども2人の場合…

給与収入		所得税 (円)	町県民税 (円)	合計(円)
300万円	改正前	0	9,000	9,000
	改正後	0	9,000	9,000
500万円	改正前	119,000	76,000	195,000
	改正後	59,500	135,500	195,000
700万円	改正前	263,000	196,000	459,000
	改正後	165,500	293,500	459,000
1,000万円	改正前	688,000	442,000	1,130,000
	改正後	590,500	539,500	1,130,000

0円 0円 0円 0円

※夫婦と子ども2人の場合、子ども1人が特定扶養親族に該当するものとし て、また、一定の社会保険料控除がされるものとして計算しています。 ※これは、税源移譲による負担変動を示すもので、定率控除が廃止となるな どの影響があることにご留意ください。

負 担 増減額

置が設けられました。 得税の負担が増えないように経過措 今回の改正で、平成19年度からの所 翌年度の町県民税で対応します 住宅ローン減税額が減ったら

額できます。 い。その分を翌年度の町県民税で減 にまう場合は、町に申請してくださ による減税額が減って

改正前 改正後 課税所得 税率 控除額 税率 控除額 195万円まで 5% 無し 10% 無し 195万円~330万円 10% 97,500円 330万円~695万円 20% 427,500円 20% 330,000円 23% 695万円~900万円 636,000円 30% 1,230,000円 900万円~1,800万円 33% 1,536,000円 37% 2,490,000円 2,796,000円 1,800万円超 40%

所得税の求め方は… 課税所得×税率ー控除額=所得税額

定率減税を廃止します

置で導入され、平成17年度の改正で動の回復に役立てる」ために特例措で、当時の「著しく停滞した経済活定率減税は、平成11年度の税制改正

れます。この定率減税が今回の改正で廃止さ1/2に羅減されました。 / 2に縮減されま た

所得税の税率は

今までの4段階から6段階に細分化します。37%から40%に引上げます。所得税は、最低税率を10%から5%に引き下国に納める税金は減ります げて、 最高税率を

4段階を6

改正前 改正後 課税所得 税率 税率 5% 200 万円まで 10% 200万円~700万円 10% 13% 700 万円超 例えば課税所得250万円の場合の税額は…

扶養控除や配偶者控除は…

今回の改正で町県民税と所得税の課税所得は所得税よりも多くあります。同じ収入でも、町県

の合いなり、

が変わらないように適応状況に応じて、

にします。納税者の税負担

そこで、

個々の納税者の

人的控除

計額が、

今までより

も増える場合も

あります。同じ収入でも、町県民税配偶者控除などの人的控除額に差が町県民税と所得税では、扶養控除や

【改正前】(200万円×5%)+(50万円×10%)=15万円 【改正後】 250万円 10% =25万円 \times

金額です。

国税で、国に納めていみなさんが納めてい

国に納める『所得税』と

る収入に対す

ん税は

なっていました。これが、所得の今までの税率は、5%・10%・15% 例税率構造に変わります。

所得税と町県民税の税率を改正しその一環として、進められてきた三位一体改革。

税源移譲が行われます。

民

が

得

る

h

負

は

地方自治体が自主性を発揮し

構成されています。

県と町に納める『町県民税』で

より身近な行政サー

ビスを行

う目的で

の多少に関係なく一律10%の比%の3段階で、超過累進構造に

課税所得とは 収入(給与や事業収入)から給与所得控除や 扶養控除、社会保険料控除などの諸控除を差し引いた残りの